

採用活動におけるハラスメント防止の取組について

岩手県警察本部
警務部 警務課

1 採用活動基本方針

岩手県警察では、採用活動においてあらゆる就職差別やハラスメント行為を禁止しています。雇用形態、年齢、性別、出身、先祖、国籍、障がい、宗教、信条、結婚の有無等を理由とした差別の禁止はもちろんのこと、パワハラやセクハラのみならず、求職者の職業選択の自由を妨げるオワハラ^{*注}を含む、すべてのハラスメントを容認しません。

2 具体的な取り組み

求職者と職員が接点を持つ際には以下のルールを遵守し、適切な採用活動に努めます。

- ・ 求職者との接触において礼儀正しく、尊重をもって対応します。
- ・ 不必要な接触や過度なプライベートの質問を避けることを徹底します。
- ・ 求職者と面会する時は、できるだけ日中を選び第三者の目がある環境で行います。
- ・ 採用活動のいかなる場合においても、飲酒を伴う会食を一切禁止します。
- ・ 職員による求職者との連絡は、職場の電話及びメールアドレスとします。個人の携帯電話、SNS等を用いたやり取りを禁止します。

3 採用活動に関わる職員への教育

ハラスメントを発生させないために、面接やインターンシップなど採用活動に関わる職員への教育を実施しています。

4 就活ハラスメントに関する相談窓口

就職活動に際して職員によるハラスメント行為が見られた場合は、下記の窓口まで相談ください。相談者の秘密は厳守されますし、こちらへの相談が選考・合否結果に影響することは一切ございません。

【相談窓口】

岩手県警察ハラスメント苦情相談等窓口
019-653-0110（代表） 内線2642～2645
090-4634-0360（直通）
Mail：no-harassment-ip@docomo.ne.jp

*注 青少年の雇用促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第7条の規定に基づく「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）において、「採用内定又は採用内々定を行うことと引換えに、他の事業主に対する就職活動を取りやめるよう強要すること等青少年の職業選択の自由を妨げる行為又は青少年の意思に反して就職活動の終了を強要する行為については、青少年に対する公平かつ公正な就職機会の提供の観点から行わないこと」とされている。